# 労務 ROAD

### ■中小事業主掛金納付制度「iDeCo+|がスタートしています

「iDeCo+(イデコプラス)」とは…



企業年金を実施していない一定の中小企業において、 iDeCo に加入している従業員の加入者掛金に対して、 事業主が掛金を上乗せして拠出することができる制度。 今年5月からスタートしました。

- ●制度を実施できる事業主の要件
- ①従業員数が 100 人以下である

(同じ事業主が複数の事業所を経営している場合は全事業所の合計人数)

②企業年金をいずれも実施していない

(企業年金:企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金)

- ③労働組合もしくは労働者の過半数を代表する者の同意を得ること
- ●事業主掛金の額

iDeCo 加入者の掛金と合計して1か月あたり5,000円~23,000円となるよう、 1,000 円単位で決定します。

保険料の納付は、従業員の加入者掛金と合わせて事業主が行います。

- ★事業主が拠出した掛金は、全額を損金に算入することができます。 福利厚牛の一環として、制度導入をご検討されてみてはいかがでしょうか?
- ※制度の導入には、その他事前の必要な手続きを含めて詳細なルールがございます のでご興味のある方はご相談ください!

【厚牛労働省 より】

## ■ 2019 年度 賃上げに関するアンケート調査

東京商工リサーチで実施されたアンケート調査のうち、一部を抜粋してご紹介し ます。(2019年5月9日~31日アンケート実施、有効回答7,693社を集計)

- ●賃上げを実施した企業は全体の約8割。(前年度比1.3ポイント減少) ワーク・ライフバランスを考慮し、自由回答では「賃金よりも、残業や休日数、 福利厚生を重視している」との記載も多くみられた。
- ●定期昇給の上げ幅(月額)は?



●ベースアップの上げ幅(月額)は?



●賃上げを実施した理由は?

中小企業:雇用中の従業員の引き留め 大企業 : 給与規定に基づく定期昇給 ●賃上げを実施しない理由は? 中小企業:景気の見通しが不透明 大企業 : 人件費増加の抑制

【東京商丁リサーチ「2019年度「賃上げに関するアンケート」調査し より】 VOL.655 (1908-1)



#### 河本社労士事務所

**〒541-0056** 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F TEL:06-6264-6264 FAX:06-6264-6265 編集担当:矢尾・君野・川端

社長が入れる 労災保険のことなら

#### 「葛城経営研究会」

06-6264-6543 まで!

#### 長期休業のお知らせ

誠に勝手ながら 8月10日(土)から 8月15日(木)まで 休業とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、 何卒宜しくお願い致します。

SNS でもお役立ち情報 配信中です







【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所 Instagram: @ksj\_koumoto Twitter: @ksj\_koumoto